

## 令和5年8月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年8月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

### 出席委員（17名）

2番	安藤和利	3番	山中悦朗
5番	宮本清美	6番	坂本正行
7番	鈴木茂	8番	池田勇
9番	境政一	10番	大塚徹
12番	原範子	13番	池田治和
14番	田内一郎	15番	溝口竜生
16番	間山房枝	17番	立花紀貴
18番	高橋克美	19番	國府田代治郎
20番	吉川弘		

### 欠席委員（2名）

1番	玉造一雄	11番	石津昭彦
----	------	-----	------

### 事務局職員（3名）

事務局長	笹本厚史	局長補佐	菅野裕之
主幹	大川泰裕		

### 農林課職員（2名）

課長補佐	関和哉	主事	坂中琢人
------	-----	----	------

### 議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 神栖市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に伴う意見について

議案第5号 神栖市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 現況確認証明願（非農地証明）について

- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理  
について
- 報告第3号 令和6年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望報告書に  
ついて

## 会 議 の 概 要

<開会：午後3時30分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年8月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に18番高橋克美委員、19番國府田代治郎委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1ないし番号2を関連ですので、一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1及び番号2について関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1及び番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台、トラック2台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。本日、担当の玉造委員が欠席ですので、隣接委員である田内委員に説明をお願いします。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。玉造会長代理の担当地域でございますが、農地中間管理機構の特例事業により農地の売買を行うということです。内容は事務局の説明のとおりでございます。隣接委員としては、問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、新規就農のため申請地を売買にて取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、フォークリフト3台、トラック3台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画は松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。19番國府田代治郎委員。

19番 はい、19番國府田です。内容については事務局の説明のとおりです。譲受人から話を聞きまして、担当委員としては問題ないと思っておりますので、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号4を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台で農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。内容については事務局の説明のとおりです。先日、譲受人と現地確認をしました。担当委員としては異議ございません。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、貸借人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため賃借権の設定により申請地を賃借するものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター2台、トラック2台で、農作業に従事する日数は年間350日、耕作計画は菊です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。賃借人より連絡がありまして、土地を借りて菊を育てるとのことでした。その他の内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては、問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(3)使用貸借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(3)使用貸借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。借受人は、農地所有適格法人として営農するため使用貸借権の設定により申請地を使用貸借するものであり、借受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台で農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は千両、松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。使用借受人より連絡がありまして、これまで個人で耕作していた土地を農地所有適格法人として営農するため申請に至ったとのことでした。その他の内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては、問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。8月7日に現地を確認してまいりました。申請地は雑地となっており、周辺は住宅が点在しておりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。本件については、相続により得た土地に自己住宅を建てるということで、問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第4条の規定による許可についてを議題と  
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第4条の規定によ  
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案  
第2号-2の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおり  
でございます。転用の目的は、店舗の建築に伴う申請となっております。  
以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。8月10日に現地確認をしました。申請地は、  
幹線道路に面しており、隣接地は他人が所有している資材置場及び自宅と  
市道に面しております。幹線道路の向かい側に水田がありますが、店舗を  
建てるということで、担当委員としては問題ないかと思いますが、皆様の  
更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第4条の規定による許可についてを議題と  
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用に伴う更新申請であり、一時転用の期間は、許可日から令和6年12月25日までとなっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明でございますが、私の担当地区でございますので、隣接委員である安藤委員に説明をお願いいたします。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。吉川会長の担当地域でございますが、当該案件については過去に営農型太陽光発電設備を設置するため、一時転用許可を受けております。今回、更新を行うため申請に至ったもので、詳細については事務局の説明のとおりです。隣接委員としては、やむをえないと思われませんが、皆様の更なる審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。8月17日に現地を確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりです。自己住宅の建築ということで、申請地周辺は住宅地になっており、担当委員としては許可相当と思われます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。8月17日に現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりです。自己住宅の建築ということで、先程の議案第3号-1の隣接地でもあり、担当委員としては許可相当と思われます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。8月9日に現地確認をまいりました。申請地は、住宅地と既存のソーラーパネルの間にありまして、木や竹などで荒地でした。太陽光発電設備の設置ということで、担当委員としては許可相当と思われまます。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。本案件について19番國府田代治郎委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は資材置場ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、隣接委員の説明を求めます。8番池田勇委員。

8番 はい、8番池田です。隣接委員ということで、内容については事務局の説明のとおりです。資材置場ということで、問題なく許可相当と思います。更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。ここで議事参与の制限を解除し、國府田委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第3号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-5の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取による一時転用ということで、賃貸借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は、許可の日から12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日、現地を確認しました。現在、砂利採取をしておりますけど、採取面積を拡張するという事です。安全に採取作業をしておりますので、担当委員としては問題ないと思います。更なる審議をよろ

しくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、神栖市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更  
に伴う意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、神栖市農業経営基盤強化の促進  
に関する基本構想の変更に伴う意見について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より神栖市農業経営基盤強化の  
促進に関する基本構想を議案書のとおり変更することに伴い、農業経営基  
盤強化促進法第6条第4項の規定により神栖市農業委員会へ意見が求め  
られているものです。なお、具体的な内容説明につきましては、このあと  
農林課よりご説明させていただきます。事務局からは以上です。

議 長 続いて、産業経済部農林課に説明を求めます。

農林課主事 はい、農林課坂中です。案件についてご説明いたします。配付資料を  
ご覧ください。当市は、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作  
成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、地域の実情を踏まえた  
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めております。  
これは、市における今後おおむね10年間において、育成すべき農業経営  
体の目標の設定や、農家数等の主要な農業指標などを示したものです。各  
種補助事業・資金の要件となる認定農業者や認定新規就農者は、この基本  
構想に基づき認定されることとなっております。令和5年4月1日に改正  
農業経営基盤強化促進法が施行されたことに伴い、茨城県農業経営基盤の  
強化の促進に関する基本方針が変更され、これに伴う神栖市農業経営基盤  
強化の促進に関する基本構想（以下、市基本構想）の該当箇所の一部変更  
を行うものです。まず、農業経営基盤強化促進法の改正内容については、  
人・農地プランの法定化に伴う地域計画の策定について、農地の集約化の

手法について、人の確保・育成についてです。これを受けた茨城県の基本方針の改正内容は、担い手の育成体制等について、農用地の総合的な利用について、地域計画の協議の場等についてです。これらを受けまして市基本構想の変更点は、1つ目が「担い手の育成支援等」についてです。市基本構想（案）の16ページをご覧ください。農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方、市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有といった内容を追記しました。2つ目が「農用地の利用集積に関する目標」についてです。市基本構想（案）の17・18ページをご覧ください。地域計画の策定を通じて地域の合意形成を図りながら、団地面積の増加を図り、担い手への農用地の集積を推進する内容を盛り込みました。3つ目が「地域計画の協議の場等」についてです。市基本構想（案）の23・24ページをご覧ください。農業者と関係機関による「協議の場」の設置方法、地域計画の区域の基準、その他農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項として、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について追記しました。また、市基本構想（案）の26・27ページをご覧ください。地域計画の策定における農作業受委託の推進に向けての事項を追記しました。説明は以上です。

議 長 事務局及び農林課の説明が終了しましたので、質疑に入ります。  
暫時休憩します。

<休憩：午後4時04分>

<再開：午後4時06分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑等ございませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、神栖市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、神栖市農地利用最適化推進委員の委嘱について事務局よりご説明いたします。議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、神栖市農地利用最適化推進委員を委嘱するため、令和5年8月22日、会長名での提出でございます。なお、下段に参考といたしまして、農業委員会等に関する法律の抜粋を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。委員の皆様もご承知のとおり、令和5年5月定例総会において、農地利用最適化推進委員1名の辞任が承認され、併せて速やかに推進委員1名の補充を行うとの方針が示されました。このため、推進委員の公募を行いましたところ、横瀬団地（旧深芝浜）区からの推薦として次ページの議案書に記載されております1名の方のみの応募がございました。その後、農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項及び神栖市農業委員会の委員の候補者選任に関する規則第6条の規定に基づき、神栖市農業委員候補者評価委員会へ当該候補者の評価を求めましたところ、8月7日に評価委員会が開催され、当該候補者を審査した結果、議案書記載にある方が候補者に選出されましたのでご報告するとともに、推進委員の委嘱について、今般の定例会に上程するものです。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり委嘱することに決定いたします。

議長 次に、議案第6号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題いたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第6号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は8月22日火曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、担当地区委員の國府田委員、別件担当の原委員、事務局3名と私の8名で行いました。番号1奥野谷地内の農地の状況は、竹藪等で荒地状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理  
について、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転  
用届出の受理について、報告第3号、令和6年度国・県・市町村農業施策  
に対する意見・要望報告書についてを、一括して事務局に報告を求めます。  
事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第1号、農地法第3条の3の規定によ  
る届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第1号、  
番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は  
議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということ  
で、令和5年7月20日に届出があった為受理しております。次に報告第  
1号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所  
在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続とい  
うことで、令和5年7月21日に届出があった為受理しております。次に  
報告第1号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土  
地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相  
続ということで、令和5年8月3日に届出があった為受理しております。  
続きまして報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転  
用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、  
番号1についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の  
所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自  
己住宅であり、使用貸借権の設定による使用貸借ということで、令和5年  
7月11日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2につ  
いてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につ  
きましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は共同住宅敷地  
および駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年7月  
13日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号3について

ご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年7月19日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、賃貸借権の設定による賃貸ということで、令和5年7月26日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、賃貸借権の設定による賃貸ということで、令和5年7月26日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、令和6年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望報告書について事務局よりご報告いたします。こちらにつきましては、令和5年5月19日付、5茨農会議発第110号にて、一般社団法人茨城県農業会議より依頼があり、各市町村農業委員会において、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様が日常の活動で把握した地域で問題となっている営農・生活に関する事項や認定農業者等地域農業の担い手から出された意見等を意見・要望として取りまとめ報告してほしい旨の依頼がありました。一般社団法人茨城県農業会議では、県が施策化すべき事項及び県から国に施策化を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を検討して取りまとめるため、各市町村農業委員会から報告のあった意見・要望に加え、地域の農業経営者組織農業関係団体から聴取した意見・要望内容を整理し、常設審議委員会において検討・審議し「令和6年度農業施策に対する要望」として機関決定するものです。神栖市農業委員会におきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から頂いた貴重なご意見・ご要望を議案書のとおりまとめて記載してございますので、お目通しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年8月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時18分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人